

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成25年度第1回）
開 催 日 時	平成25年7月30日（火） 午後1時00分から午後5時30分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 3階 第2会議室
出 席 者 (評価員・50音順)	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 安藤評価員（案件(1)）、遠藤評価員、三成評価員、吉村評価員 事務局：財務部総合契約検査室（山口、橋本、的場、浅野、松本） 水道部（竹本、野島、北野、木挽、大越）（案件(1)） 市民安全部市民課（多賀谷、田中、山内）（案件(2)） 環境事業部減量業務室（濱上、則武）（案件(3)）
案 件 名	(1) 水道検針業務、窓口・収納業務等委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (2) 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (3) 粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 (4) その他
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法等 抜粋 ・ 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱 ・ 枚方市委託業務総合評価一般競争入札実施要綱 ・ 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン ・ 枚方市情報公開条例 ・ 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 ・ 水道検針業務、窓口・収納業務等委託仕様書 ・ 水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案） ・ 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託仕様書 ・ 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案） ・ 粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託仕様書 ・ 粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）

決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の会議の非公開及び会議録の会議概要の公表等について確認した。 ・ 落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。 ・ 落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。</p>
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室、水道部お客さまセンター、市民安全部市民課、環境事業部穂谷川清掃工場

審 議 内 容

《開会》

事務局から評価員4人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

事務局から本会議の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等の説明を受けた。

●案件(1) 水道検針業務、窓口・収納業務等委託について

① 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員：市役所本庁内にお客さまセンターの窓口や管理課等はあるのか。

事務局：お客さまセンターの窓口は市役所本庁内にある。管理課等は市庁舎には無く、上下水道局にある。

評価員：仕様書に関しては、前回の仕様書と変わらないようだが、問題点は無かったのか。

事務局：一部追加はしているが、問題なく対応できていた。

□価格評価及び技術的評価の評価項目について

評価員：契約後の履行の確認は必要ではないのか。例えば、不納欠損額の現時点の確認等はあるのか。

事務局：履行状況については、月に1度定例の会議の場を設け業務の改善等情報交換をしており、年に1度は端末の使用調査し、雇用関係の報告を受け、自己評価を提出させ当課でチェックをしている。

評価員：日常の履行確認はしていないのか。

事務局：月に1度の定例の会議の場だけである。

評価員：3年間の委託期間があるにも関わらず、月1回及び年1回の履行確認でいいのか。また、モニタリングでは、滞納状況の変化はどうか。

事務局：普段の対応状況は日常的に監理・監督し、月に1度の会議でも対応はしている。徴収率については、現年度に関しては、この3年で上向いている。過年度については、企業の倒産等で下がっている。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員：検針業務について、検針員は受注者で雇用をしているのか。また、歩合給なのか。

事務局：検針員は受注者で雇用している。また、検針数により給与を支給していると聞いている。

評価員：社会的価値評価を組み込んでから、女性の雇用等の認識が企業側にできてきていると思われるが、全体的にはどうか。

事務局：発注の業種によって認識度合いは違ってくるが、社会的価値の取組みは全体的にあがっている。また、前回、「セクシュアル・ハラスメント防止対策」として、相談窓口等を配置していると加点をしていたが、今回からは、窓口ではなく、研修の実績の有無で判断するように改善している。

評価員：価格と各評価の割合が3：7の割合であり、技術的评价にウェートを置いているが、他市の状況はどうか。

事務局：大阪府は5：5で行っている。

② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件(1) 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託について

① 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員：仕様書にある「旅券事務の手引 大阪府旅券事務取扱基準」を正確に把握している従事者を十分に配置できる業者はあるのか。

事務局：大阪府下での受注実績を持つ業者を5者ほど把握している。

評価員：現在大阪府が運営しているパスポートセンターで従事している府の職員が指導などに派遣されるのか。

事務局：府の職員から研修を受けたりはしたが、府から職員が派遣されて業務等の指導に従事することはない。

評価員：仕様書にある業務責任者・副業務責任者は常駐か。

事務局：常駐ではなく専任である。

□価格評価及び技術的评价の評価項目について

評価員：業務量によっては、日ごとに必要となる配置人員数が変動すると思われるが労働条件に関する法令は守られるのか。

事務局：法令順守については、本案件に限らず当然満たしていることが前提となる。

評価員：業務従事者は派遣職員を含めるのか。

事務局：業務従事者は常勤・非常勤は問わないが直接雇用となる。

評価員：2. 技術的评价（2）危機対応において、災害などの緊急時に枚方市にてパスポートセンターを開設する必要があるのか、必要に応じて大阪府のパスポートセンターを案内する

ようにしてもよいのでは。

事務局：市民サービスを維持するためには必要であると考え評価対象としている。

評価員：パスポートセンター利用者について、申請時に不備があればパスポートの交付までの期間が延長されるのか。

事務局：内容による、記載内容の誤り程度であればその場で修正してもらうこともあるか、証明書等の提示が必要となる場合もあり、この場合は出直してもらうことになる。

評価員：今後、パスポートセンターを大阪府下の市町村で運営することになると、市町村間で業者の取り合いになるのではないのか。

事務局：市町村において、正確な知識を有した職員を十分に配置することは困難であると思われるので、業者の取り合いはあり得る。

評価員：市町村がパスポートセンターを運営するにあたり、費用負担はどうなるのか。

事務局：補助金の支給はあるが市の持ち出しとなる、また手数料等の収入も市には入らない。

評価員：人件費の問題もあると思うが夜間窓口の開設は行わないのか。

事務局：府のホストコンピュータが夜間は停止し、照会をかけることができないので夜間の申請受付はできない。

評価員：府が運営するパスポートセンターは外部委託なのか。

事務局：当初は府の職員で運営していたが、最近は外部委託になっていると聞いている。

評価員：評価基準において、過去に府の職員としてパスポートセンターでの業務経験を持つ者を配置することを評価してはどうか。

事務局：絶対数が少ないと思われるので、現状では評価の対象とするのは難しいと思う。

評価員：2. 技術的評価(4)品質保証への取組み②自主検査体制について、こういった内容を求めているのか。

事務局：窓口対応の監督者を配置するなどを想定している。

□社会的価値評価の評価項目について

特になし

② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件(3) 粗大ごみ戸別収集電話予約受付オペレーティング業務委託について

① 落札者決定基準(案)について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び庁舎清掃業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準(案)を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員：業務については電話受付とデータ入力のみとなるのか。

事務局：受付番号の発行、その他電話案内も含む。

評価員：仕様書の業務品質について平均着信通話時間は2分30秒以内となっているが、短すぎないか。

事務局：逆に通話時間が長いと言われた事例もある、もちろん説明内容によっては2分30秒を超える対応となる場合もあるので平均時間としている。

評価員：オペレーティング業務を行う建物については、受注者が用意するのか。

事務局：仕様書にある要件を満たした建物を用意してもらう、PC等の備品については発注者で別途調達し提供する。

評価員：オペレーターの研修は受注者が行うのか。

事務局：基本は受注者が行うこととなる。ただし、導入時には現在の業務の引継ぎも含めて発注者側でも研修を行い、また必要に応じて適時研修を実施する。

評価員：仕様書9.業務委託内容(6)本業務システムで使用している地図情報について、狭隘道路、マンション集積所等のメンテナンスを行う。とあるが、こういった内容か。

事務局：電話受付時等に情報収集を行い、データベースへのフィードバックを行ってもらう。通常の収集ルートでは通らないルートを個別収集時に通ることがあるので、そのときに初めてわかる情報がある。

評価員：オペレーティング業務を行う建物については、発注者側の施設は利用できないのか。

事務局：現状、市の施設では要件を満たす施設はない。

評価員：仕様書5.枚方市粗大ごみ電話予約センターの設置場所について交通至便な場所とあるが、どういう意図か。

事務局：オペレーターの交通の便を考慮している。

評価員：業務期間が6年となっているがなぜか。

事務局：本業務で使用するPCの使用期間を6年で考えており、PCの設定・移転を考慮してその期間に合わせている。

評価員：建物については、市の施設に限らず発注者側で別途用意してもよいのでは。

事務局：過去の調査では、条件にあう物で特別に安い建物はなかった。

□価格評価及び技術的評価の評価項目について

評価員：評価項目2.技術的評価(2)研修体制の注意事項に3年間に年1回以上実施しているとあるが、今回の業務期間6年間と一致させなかったのはなぜか。

事務局：今回の業務期間が6年間と長期になるので、一定半期の3年間で区切っている。

評価員：仕様書にある建物の設置要件については、評価の対象となるのか。

事務局：評価の対象にはならない、あくまで仕様における条件となる。

評価員：仕様書5.枚方市粗大ごみ電話予約センターの設置場所について交通至便については、受注者側で考慮すべき内容で仕様条件とするのはどうか。

事務局：被用者の利便性に配慮したつもりだが、一度検討する。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員：建物の設置場所が市内に限定されているが、この理由は。

事務局：受注者との打ち合わせの利便性、また市内居住者の雇用促進を意図している。また、電話受付については、フリーダイヤルなので市外に設置すると回線料が上がるということもある。

評価員：大企業であれば社会的評価をほぼ満たすことができると思われる、他案件と比較して社会的価値評価の配分が多くなっているが何か理由があるのか。

事務局：他案件については、技術的評価の配分を多くしているため、必然的に社会的評価の配分が逆に少なくなっている。社会的評価が大企業にとって有利となる側面については今後研究課題とする。

●案件(4) その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》